

# 〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員については、公募によるものとするができる。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第4条** 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、経営改革課において処理する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

附 則（平成31年3月6日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

# いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

令和2年7月1日現在

番号	氏名	団体名等
1	おく みや ひで お夫 屋 宮 英 夫	鹿児島銀行 串木野支店
2	お ばら いち し志 小 原 市 志	公募委員
3	かこい りつ こ子 椀 律 子	市地域女性団体連絡協議会
4	かみ や ま み美 紙 屋 真 美	市PTA連絡協議会
5	かん ば ひろ し司 勘 場 裕 司	いちき串木野商工会議所
6	く き やま すみ ひろ 久 木 山 純 広	市まちづくり連絡協議会
7	さか ぐち しげ き樹 坂 口 重 樹	(公社)串木野青年会議所
8	しょう の まさ ゆき行 生 野 正 行	行政経験者
9	すけ した かず み美 祐 下 和 美	公募委員
10	たて いし おさ お男 立 石 長 男	南九州税理士会 伊集院支部
11	とく しげ ひろ つぶ承 徳 重 弘 承	さつま日置農業協同組合 串木野支所
12	の もと てつ や矢 野 元 鉄 矢	(株)光里苑(高齢者多機能福祉施設)
13	はや さき たつ や哉 早 崎 達 哉	串木野市漁業協同組合
14	ふじ ま間 ひろ ゆき之 藤 間 浩 之	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所

50音順

●委員長

●委員長代理

◆任期 …… 2年間（令和2年7月1日～令和4年6月30日）

◆事務局 いちき串木野市 経営改革課

課長	東 浩 二
課長補佐	松 尾 治 隆
経営改革係長	福 丸 智 也
主任	中 袴 田 学
主任	田 中 和 幸